

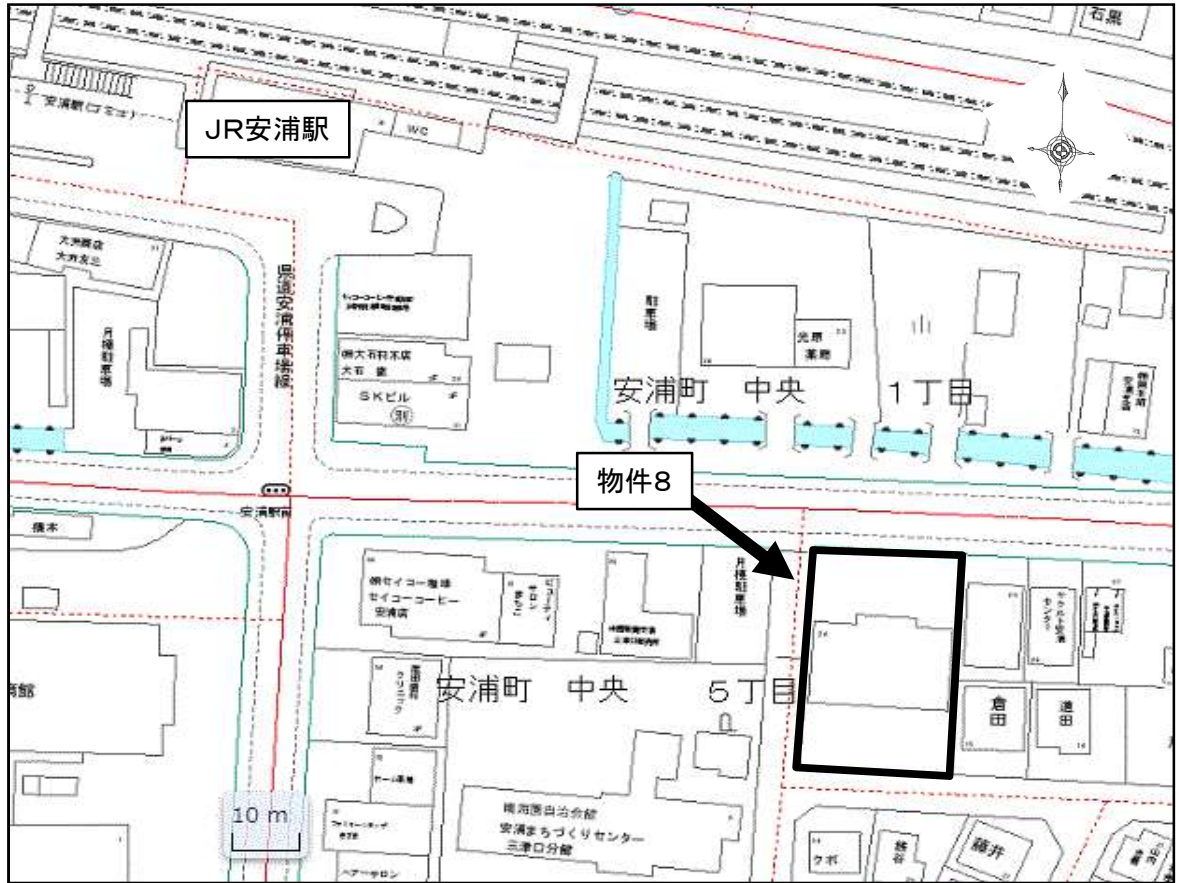
物件調書

物件番号8

分譲価格 16, 200, 000円

所在及び地番	安浦町中央五丁目103番234						
地目	宅地						
地積	769.34㎡(232.73坪)						
形状等	整形(間口約22m, 奥行約35m)						
登記権利	所有権に関する権利(甲区): 呉市 所有権に関する権利(乙区): なし						
接面道路の幅員	北側幅員約12m県道						
用途地域	都市計画区域: 川尻安浦都市計画区域						
	区域区分	用途地域	容積率	建蔽率	防火地域	都市計画道路	その他
	-	近隣商業地域	200%	80%	準防火	-	-
	※3,000㎡以上の開発行為について開発許可が必要						
供給施設等の引込みの可否	上水道	可(引込管あり) ※分担金不要: 使用前に上下水道局と協議必要					
	下水道	可(公共ますあり) ※負担金不要: 使用前に上下水道局と協議必要					
	電気	可					
	都市ガス	不可					
	近接交通機関及び公益施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄バス停…生活バス安浦駅前バス停(約150m) ・最寄駅……JR安浦駅(約150m) ・小学校……呉市立安浦小学校(約850m) ・中学校……呉市立安浦中学校(約200m) ・官公署……呉市役所安浦市民センター(約250m) 					
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、呉市の未利用財産として処分するものです。 ・本物件には無価値の建物が定着しており、落札者が建物の解体撤去を行うことを原則とします。なお、建物の利用を希望する場合は応相談としますが、呉市は建物及びその付属設備についての契約不適合責任を一切負いません。 ・解体時は建築リサイクル法における届出が必要です。(詳しくは建築指導課へお問い合わせください。) ・建物内外には、家具・ゴミ類等が残置されており、処分に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)等の関係法令に基づき適切に処分してください。 ・アスベスト及びPCBの有無について調査は実施していません。 ・最低売却価格は、更地価格から建物解体撤去費相当額を控除した額としています。 ・現状有姿での引渡しとなります。 ・敷地内に中国電力所有の電柱が1本あります。 ・敷地南西隅のコンクリート基礎は、過去に受水槽を設置していたものです。 ・本物件の最低売却価格は、本調書に記載する条件等を踏まえ設定しています。 ・お申し込みになる前には、必ず現地をご確認ください。 ・本要領13(その他の留意事項)を熟読の上、お申し込みください。 						

位置図



公図

